

# 2026年度「新あいち創造研究開発成果展示会開催事業」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

2026 年度「新あいち創造研究開発成果展示会開催事業」業務委託

## 2 業務の目的

大規模展示会である AXIA EXPO 2026 において、新あいち創造研究開発補助金の成果展示会をエリア出展し、研究開発成果の事業化や販路・取引拡大につなげるとともに、より一層、付加価値の高いモノづくりの促進を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から 2026 年 8 月 31 日（月）まで

## 4 委託業務の内容

### AXIA EXPO 2026 への出展業務

※出展企業数（小間数）は変更となる場合がある点に留意すること。

#### （1）エリア出展の概要

AXIA EXPO 2026 へ、以下のとおり新あいち創造研究開発成果展（以下、「新あいち展示会エリア」という。）をエリア出展（オンライン出展含む。）するために必要となる企画調整、運営及びこれに付随する業務一式。

＜出展先名称＞ AXIA EXPO 2026

＜出展先主催者＞ AXIA EXPO 実行委員会（以下、「AXIAEXPO主催者」という。）  
(構成：日刊工業新聞社、愛知県、モノづくり日本会議等)

＜会期＞ 2026 年 6 月 3 日（水）～5 日（金）

（オンライン開催期間 2026 年 5 月 27 日（水）～6 月 19 日（金））

＜場所＞ 施設名称：Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）

所在地：常滑市セントレア 5 丁目 10 番 1 号

＜展示面積＞ AXIA EXPO 2026 (20,000 m<sup>2</sup>) のうち、約2,400 m<sup>2</sup>

（AXIA EXPO 内のエリアの位置及び屋外展示の有無は、AXIAEXPO主催者との調整により決定されることに留意すること。）

＜展示内容＞ 以下、①から④までの内容について展示スペースを設ける。

#### ① 企業出展スペース

出展者ごとに、新あいち創造研究開発補助金の成果を発表する展示スペースを設置する。企業の出展形式として、下表の区分を設ける。企業出展スペースは、通路等の共用部を除いて720m<sup>2</sup> 程度（通常ブース約80小間分）とする。

区分	1 小間あたりの規格	1 小間に付随する備品等
通常 ブース (※1)	間口 3.0m × 奥行 3.0m × 壁高 2.7m	<ul style="list-style-type: none"><li>・小間の仕切りとして背面・側面にシステムパネル設置</li><li>・長机 1 台（横1.8m×縦0.6m×高さ0.7m・白布付き）</li><li>・折りたたみ椅子 1 脚</li><li>・出展者名看板 1 枚（1 申込者当たり 1 枚上限）</li><li>・電源コンセント 2 口 1 か所（100V・500W）及びこの電源の使用により生じる電気使用料（1kW）</li><li>・LED 照明（蛍光灯） 2 灯</li><li>・オンライン展示ブース（1 申込者当たり 1 枠上限）</li></ul>
小ブース (※2)	間口 2.0m × 奥行 2.0m × 壁高 2.7m	<ul style="list-style-type: none"><li>・小間の仕切りとして背面・側面にシステムパネル設置</li><li>・受付台 1 台（横 0.9m × 縦 0.45m × 高さ 0.9m）</li><li>・折りたたみ椅子 1 脚</li><li>・出展者名看板 1 枚（1 申込者当たり 1 枚上限）</li><li>・電源コンセント 2 口 1 か所（100V・500W）及びこの電源の使用により生じる電気使用料（1kW）</li><li>・LED 照明（蛍光灯） 1 灯</li><li>・オンライン展示ブース（1 申込者当たり 1 枠上限）</li></ul>

※1：通常ブースは、1 出展者について複数小間の申込を可としている。

※2：小ブースは、1 出展者について 1 小間までの申込を可としている。

② プレゼンテーションスペース

出展者が研究開発の成果発表を行うプレゼンテーションスペースを設置する。

③ 県主催者スペース

以下の内容の展示を設置する。県主催者スペースは、通路等の共用部を除いて90m<sup>2</sup>程度（通常ブース約10小間分）とする。

・新あいち展示会エリアに関する受付の設置

・新あいち創造研究開発補助金制度、あいち産業科学技術総合センターの活動を始めとする、県の施策を紹介する展示コーナーの設置

・大学・公設試験研究機関等（以下、「主催者スペース展示団体」という。）の成果発表・支援施策等の展示コーナー設置

④ 商談スペース

出展者と来場者が商談等を行うことができるスペースを設置する。商談スペースは、通路等の共用部を除いて18m<sup>2</sup>程度（通常ブース約2小間分）とする。

上記①から④までのスペースを含む新あいち展示会エリア全体は、統一的なコンセプトのもとで装飾を行う。装飾は、新あいち展示会エリアへの来場者誘導及び集客を増やすために工夫した装飾・展示とする。

＜出展者数（想定）＞ 「① 企業出展スペース」には、最大95者程度の出展者を見込むものとする（通常ブース65者、小ブース30者程度）。ただし、出展者の公募及び出展決定は委託者が別途実施するため、出展企業数及び小間数は変更となる場合がある。

## （2）出展料徴収・支払業務

ア 参加企業等が負担する出展料（以下、「小間料」という。）の徴収

「企業出展スペース」に出展する参加企業等から、以下のとおり実施すること。

- ・徴収した出展料等は、受託者が本業務を遂行するための経費に充当すること（経理書類も充当したことが明らかとなるよう整理すること。）。
- ・参加企業等から徴収する1小間当たりの小間料は、下表のとおりとする。

区分	1小間あたりの料金
通常ブース	79,200円（税込）
小ブース	49,500円（税込）

・本業務における参加企業等からの徴収見込額は、総額6,336,000円（税込）とする（通常ブース80小間分）。

・1小間当たりの小間料には、以下①～⑦の使用等に対する経費を含むものとする。受託者は、小間に付随する備品として、以下①～⑦を参加企業等に提供すること。

### 【通常ブース】

① 1小間の規格：間口 3.0m×奥行 3.0m×壁高 2.7m

※ 小間の仕切りとして背面・側面にシステムパネルを設置

② 長机（横 1.8m×縦 0.6m×高さ 0.7m・白布付き）1台

③ 折りたたみ椅子 1脚

④ 出展者名看板 1枚（1申込者当たり1枚上限）

⑤ 電源コンセント2口1か所（100V・500W）及びこの電源の使用により生じる電気使用料（1kW）

⑥ LED照明（蛍光灯）2灯

⑦ オンライン展示ブース（1申込者当たり1枠上限）

### 【小ブース】

① 1小間の規格：間口 2.0m×奥行 2.0m×壁高 2.7m

※ 小間の仕切りとして背面・側面にシステムパネルを設置

- ② 受付台（横 0.9m×縦 0.45m×高さ 0.9m） 1台
  - ③ 折りたたみ椅子 1脚
  - ④ 出展者名看板 1枚（1申込者当たり1枚上限）
  - ⑤ 電源コンセント2口1か所（100V・500W）及びこの電源の使用により生じる電気使用料（1kW）
  - ⑥ LED照明（蛍光灯）1灯
  - ⑦ オンライン展示ブース（1申込者当たり1枠上限）
  - ・委託者が行う出展決定後に出展者自らの都合により出展辞退された場合、原則、小間料は徴収する（ただし、個別案件ごとに委託者と調整すること。）。
  - ・委託者が行う出展決定後に、やむを得ない事情等で、委託者が追加出展を認めた場合、可能な限り委託者の要請を受ける方向で対応すること。
- イ 出展に係るオプション費用等の取扱い
- ・出展に係るオプション（レンタル備品、電気容量の拡張に伴う幹線工事及び電気使用料等）の申し込みがある場合は、原則として参加企業等及び主催者スペース展示団体から直接、AXIAEXPO主催者又はAXIAEXPO主催者が指定する事業者あてに申し込み及び費用の支払いを行わせるよう調整を行うこと。
- ウ 新あいち展示会エリア出展料の支払
- ・AXIAEXPO主催者に、エリア出展料（2,400m<sup>2</sup>分、6,094,108円（税込））を支払うこと。なお、エリア出展料の支払いに要する費用は、本業務の委託金額に含まれるものとする。

### （3）企画調整業務

- ア 事業目的を達成するための総合的な事業実施計画を作成し、これに基づき、AXIA EXPO主催者等の関係機関、参加企業等（出展者）との連絡・調整を行う。
- イ 新あいち展示会エリアについて、より一層新あいち創造研究開発補助金の趣旨が来場者に伝わり、かつ集客が見込めるようなエリア全体の装飾を含めたデザインを企画する。そのデザインについては、AXIA EXPO の他の出展者に見劣りせず、かつAXIA EXPO としての一体感を意識したものとすること。なお、その内容の詳細については、AXIAEXPO主催者との意見調整を踏まえ、委託者と協議を行い決定する。
- ウ 新あいち展示会エリアへの参加企業等（出展者）の決定は県が行うが、必要に応じて受託者も協力して業務に当たること。また、参加企業の出展エリア利用計画・図面等を作成する。

### （4）準備業務

- ア 事業実施計画や出展エリア利用計画・図面等に基づき、関係機関や参加企業等（出展者）と調整しながら、事業の具体化や実施に向けた準備を行う。
- イ 参加企業等（出展者）に対し、本事業に係る運営のための周知、指導に関する業務（事前説明会の実施含む。）を行う（必要に応じて出展者に個別指導を行う。）。
- ウ 主に展示会への出展を経験したことがない又は経験が少ない参加企業等（出展者）を対象と想定して、展示会の出展を効果的・効率的に実施するために必要な情報等をテーマとした「スキルアップセミナー」を1回以上、実施すること。本項目において実施する内容について、効果的に実施する仕組みを提案すること。なお、その内容の詳細については、委託者と協議を行い、決定する。
- エ 参加企業等（出展者）の展示物等に対して、必要なアドバイスを行う（新あいち展示会エリア全体の統一的な装飾を除き、原則参加企業等（出展者）の小間装飾は出展者の費用負担で行う。）。
- オ 参加企業等（出展者）の出展に当たり、各種申請等が必要な場合はそれに関する業務を行う。

- カ 事業実施計画等を反映した運営マニュアルを作成する。
- キ 出展者による研究開発成果のプレゼンテーションについて、集客力を高め、プレゼン内容を効果的に観客へ伝えることができる仕組みを提案すること。なお、その内容の詳細については、委託者と協議を行い、決定する。当日の運営も行う。
- ① プrezentation発表者の募集、選定、調整
  - ② 集客力を高めるためのステージコンテンツの企画、調整
  - ③ プrezentationスペースの企画、運営
- ク 来場者と出展者又は出展者間の商談が促進されるような仕組を備えること。なお、商談スペースについては、2組程度が同時に利用できる規模を備えること。その内容の詳細については、委託者と協議を行い、決定する。
- ケ 県主催者スペースの県施策を紹介する展示コーナーの内容について、来場者に内容がわかりやすく、かつ目を引くような展示内容を企画し、PR資材等の作成費用を負担する。なお、その内容の詳細については、委託者と協議を行い、決定する。
- コ 県主催者スペースの大学・公設試験研究機関等による成果発表展示コーナーの設置に必要な業務を実施する。
- サ 上記の他、事業の実施に必要な準備を行う。

#### (5) 設営業務

- ア 出展エリア利用計画・図面等に従い、展示物や機材・工作物の設置、電気工事（新あいち展示会エリアに係る一次側工事の費用負担を含む。）など、出展に必要な業務及びそれに付随する業務を行う。
- イ 設置に当たっては、会場施設等の構造、形状を損なわないように十分配慮する（必要に応じ養生を行う。）とともに、AXIAEXP0主催者が定めるレギュレーションを遵守すること。また、バックヤードの養生を適切に行う等、来場者に向けた美観にも配慮すること。
- ウ 参加企業等（出展者）が出展するために必要な搬入、設置作業等に対し、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や誘導、サポートを行う。

#### (6) 管理・運営業務

- ア 新あいち展示会エリア全体を管理・運営するための管理者等を配置し、委託者と調整を図り総括的に管理・運営を行う。
- イ 事業の実施に当たっては、委託者と連携しながら運営マニュアルやAXIAEXP0主催者が定めるレギュレーション等に基づき、円滑に業務を遂行させる。
- ウ 新あいち展示会エリアへの来場者に対して、必要な安全対策を行う。
- エ 展示会において緊急事態が発生した場合は、委託者やAXIAEXP0主催者等と調整し、適切に対応する。
- オ 新あいち展示会エリアへの来場者を効果的に呼び込むことができるよう、動線に配慮する。
- カ 上記の他、新あいち展示会エリアの管理・運営に必要な業務を行う。

#### (7) 撤去業務

- ア 終了後の撤去を適正に行い、原状復帰を行う。
- イ 撤去に当たっては、スタッフの配置等、必要な安全対策を行うとともにAXIAEXP0主催者が定めるレギュレーションを遵守すること。
- ウ 参加企業等（出展者）が撤去するに当たって、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や誘導、サポートを行う。
- エ 新あいち展示会エリア内で発生したごみの処理や、エリア内の清掃を行う。

## (8) オンライン出展業務

- ア 参加企業等（出展者）のオンライン出展に対して、問い合わせ対応や提出書類のとりまとめ等、適切な支援及びサポートを行う。
- イ 上記の他、オンライン出展について必要な業務を行う。

## (9) アンケートに関する業務

- ア 今後の事業の参考とできるような内容のアンケートを委託者と協議の上作成し、参加企業等を対象に記名式のアンケートを実施し、回収率の向上を目指して参加企業等へ働きかけを行う。
- イ 回収したアンケートを集計し、分析を行う。
- ウ 上記の他、アンケートに関する業務について必要な業務を行う。

## (10) 広報業務

- ア 本事業の認知度を高め、誘客に繋げるための招待状チラシを紙印刷物及び電子データで作成し、以下のとおり委託者へ納品する。
  - ・招待状チラシ：カラー、A4 両面刷り三つ折り、10,020 部
- イ AXIAEXPO主催者が作成する広報物（web サイト、チラシやポスター等印刷物）への、本事業に関する情報及び素材提供を行う。
- ウ 上記の他、新あいち創造研究開発成果展への来場者数を増加させるための仕組・取組を提案すること（例：来場者に向けた特別な招待状の発送、来場者の事前登録を促進するための取組 等）。なお、その内容の詳細については、委託者と協議を行い、決定する。

## (11) 事業全体にかかる業務

- ア 参加企業数（小間数）及びそれに伴う出展料が増減する可能性があるため、増減に対応できるような事業実施計画、事業実施スケジュールを立てること（出展料の増減を理由とする契約金額の変更は行わない。なお、出展料の増・減分を、どの経費の増減で対応するのかを委託者に報告してから事業を実施すること。）。
- イ 本事業を実施するにあたり、委託者である県の担当者及びAXIAEXPO主催者と連絡を密にし、事前に委託者と十分に協議すること。
- ウ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- エ 事業の進捗状況等について、隨時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ後は、内容等を記載した議事録を作成の上、提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で差し支えない。
- オ 委託者がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- カ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、委託者に遅滞なく報告とともに、誠実な対応を行うこと。
- キ 本仕様書に定めのない事項については、委託者と調整を行い、合意を得て対応すること。

## 5 成果物の提出

### (1) 成果物

- ・報告書（紙媒体 3 部（各種マニュアル等含む）、電子データ一式）  
報告書には AXIA EXPO 2026 出展に係る事業記録（記録写真、新聞・メディア等の掲載記

事を含む。) や今後の課題検討 (出展企業等へのアンケートを含む。) 等を含むものとする。※報告書は A4 判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。

## (2) その他

- ・報告にあたっては、別途指示する日までに報告書（案）を委託者に提出し、その内容について委託者と調整すること。
- ・受託者は、委託者が別途定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

## (3) 提出場所

愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課（愛知県庁本庁舎 2 階）

## 6 留意点

### (1) 委託金額

委託金額には、新あいち展示会エリア出展料（2,400m<sup>2</sup>分、6,094,108円（税込））が含まれる点に留意すること。

### (2) 業務責任者の選定

委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を 1 名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

### (3) 成果物の著作権

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

### (4) 委託業務内容の変更

- ・採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者の協議の上で内容を変更すること。
- ・感染症拡大防止対策等のため、本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。

### (5) 委託業務に関する会計処理

- ・業務委託の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・受託者は事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかねばならない。
- ・本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

### (6) 環境配慮

本業務の実施は、可能な限り自然環境に配慮した方法に拠ること。

### (7) その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、解決に努めるものとする。